

「近畿農業・農村6次産業倶楽部」規約

平成22年6月4日制定
平成23年9月1日改定
平成28年3月30日改正

(趣旨)

第1 この規約は、近畿農業・農村6次産業倶楽部(以下「倶楽部」という。)の活動にあたり遵守すべき事項を定める。

(倶楽部参加の申請)

第2 倶楽部への参加を希望する農業者、団体、企業、行政機関等は、申込書により近畿農業・農村6次産業倶楽部事務局あてに参加希望を申請することとする。近畿地域の農業・農村の6次産業化を推進するという趣旨に賛同する全ての農業者、団体・企業・行政機関等(個人を除く)を対象とする。

(提供・活動内容)

第3 会員は近畿地域の農業・農村の6次産業化を推進するという趣旨に添い、以下1～4の項目の活動や提供を受けることとする。

1. 倶楽部会員への情報提供
 - ・近畿管内の農業・農村の生産等に関する情報
 - ・地産地消、農商工連携、輸出対策等に係る施策や各種イベントの紹介
2. 農業者と企業等とのマッチングへの参画
3. 倶楽部会員間及び会員からの問い合わせに対する情報提供
4. その他近畿地域の農業・農村6次産業化を推進するという倶楽部の趣旨に添った活動

(会員期間)

第4 倶楽部会員期間は、事務局から期間終了の連絡がない限り、及び本活動が存続している期間とする。

(事務局)

第5 事務局の運営は、近畿農政局経営・事業支援部地域連携課において行う。

(その他)

第6 本規約は平成22年7月27日から施行する。